

個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について

【本日の審査会において意見を聴きたい事項】

個人情報保護法において条例に定めることが委任された事項に係る本市の対応方針

(条例骨子案)

1 背景

国のデジタル社会の形成に関する施策の一環として、個人情報保護制度の見直しが行われ、民間事業者を対象とする『個人情報保護法』、国の行政機関を対象とする『行政機関個人情報保護法』、独立行政法人等を対象とする『独立行政法人等個人情報保護法』の3本の法律が改正・廃止され、令和4年4月から『個人情報保護法』（正式な法律の名称は「個人情報の保護に関する法律」。以下「改正法」という。）に統合された。

地方公共団体においては、これまでは各地方公共団体の条例に基づく異なるルールでの運用をしているところであったが、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目的として、令和5年4月から改正法の規律が地方にも適用され、全国共通のルールで個人情報保護制度を運用することになるため、本市でもその対応が必要となっている。

2 令和5年4月までに対応すべき事項

- (1) 改正法の施行に必要な事項を定めた新たな条例（以下「法施行条例」という。）の制定
- (2) 白井市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）の廃止
→その他関係条例・規則等の改廃の必要あり
- (3) 改正法の規律に移行することに伴う条例制度下の運用の見直し
→必要に応じて法施行条例に規定

3 法施行条例の骨子案

【法施行条例に定める事項】

改正法において地方公共団体の条例に定めることが義務付けられ、又は許容されている事項について、法施行条例において以下のとおり定めることとします。

項目	概要	
開示請求に係る手数料 【改正法第89条第2項】		
	改正法	現行条例
	実費の範囲内 (国は1件300円)	無料 (コピー代等の実費は別途負担)
⇒現行制度の行政サービスの質を維持するため、法施行条例においては、 <u>従前どおり手数料を「無料」と</u> します。 なお、写しの交付に係るコピー代等については、実費相当の費用負担を求めることとします。		

開示決定等の期限 【改正法第 8 3 条第 1 項】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正法</th><th>現行条例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 開示請求のあった日から 3 0 日以内 ※法定の範囲内で期限を 短縮することが可能 </td><td> 開示請求のあった日から 1 4 日以内 (開示請求があった日から 起算して 1 5 日以内) </td></tr> </tbody> </table> ⇒現行制度の行政サービスの質を維持するため、法施行条例においては、<u>従前どおり決定期限を「開示請求のあった日から 1 4 日以内 (開示請求があった日から起算して 1 5 日以内)」</u>とします。 ※ 1 4 日以内に決定することが事務処理上困難な場合は、 3 0 日以内に限り決定期限を延長することが可能。 (1 4 日 + 3 0 日 = 4 4 日以内に開示決定)	改正法	現行条例	開示請求のあった日から 3 0 日以内 ※法定の範囲内で期限を 短縮することが可能	開示請求のあった日から 1 4 日以内 (開示請求があった日から 起算して 1 5 日以内)
改正法	現行条例				
開示請求のあった日から 3 0 日以内 ※法定の範囲内で期限を 短縮することが可能	開示請求のあった日から 1 4 日以内 (開示請求があった日から 起算して 1 5 日以内)				
個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表 【改正法第 7 5 条第 1 項・第 5 項】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正法</th><th>現行条例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>個人情報を含む情報の集合物</u> (個人情報ファイル) に関する帳簿 (個人情報ファイル簿) を作成・公表 ※<u>ファイル単位</u> ※<u>1,000 人以上の個人情報</u>が含まれる場合のみ </td><td> 実施機関は<u>個人情報を取り扱う事務</u>について市長に届け出、市長が届出事項をまとめた資料を作成・公表 ※<u>事務単位</u> ※<u>取り扱う個人情報の人数にかかわらず義務付け</u> </td></tr> </tbody> </table> ⇒市が保有する個人情報の状況について、改正法で定められた個人情報ファイル簿の作成・公表に加え、透明性の確保を図るため、引き続き、<u>個人情報を取り扱う事務について、利用目的や対象者等を記載した帳簿を作成・公表</u>することとします。	改正法	現行条例	<u>個人情報を含む情報の集合物</u> (個人情報ファイル) に関する帳簿 (個人情報ファイル簿) を作成・公表 ※ <u>ファイル単位</u> ※ <u>1,000 人以上の個人情報</u> が含まれる場合のみ	実施機関は <u>個人情報を取り扱う事務</u> について市長に届け出、市長が届出事項をまとめた資料を作成・公表 ※ <u>事務単位</u> ※ <u>取り扱う個人情報の人数にかかわらず義務付け</u>
改正法	現行条例				
<u>個人情報を含む情報の集合物</u> (個人情報ファイル) に関する帳簿 (個人情報ファイル簿) を作成・公表 ※ <u>ファイル単位</u> ※ <u>1,000 人以上の個人情報</u> が含まれる場合のみ	実施機関は <u>個人情報を取り扱う事務</u> について市長に届け出、市長が届出事項をまとめた資料を作成・公表 ※ <u>事務単位</u> ※ <u>取り扱う個人情報の人数にかかわらず義務付け</u>				
審議会その他の合議制の機関への諮問 【改正法第 1 2 9 条】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正法</th><th>現行条例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 地方公共団体の審議会への諮問が義務付けられている事項に関する規定なし ※法の解釈運用については、 国の個人情報保護委員会へ一元化 </td><td> 市の附属機関である『情報公開・個人情報保護審査会』への意見聴取が義務付けられている事項に関する規定あり 【意見聴取事項 (※)】 ・要配慮個人情報の収集の例外 ・本人以外からの個人情報の収集 ・目的外利用・提供の例外 ・オンライン結合による実施機関以外への個人情報の提供 等 </td></tr> </tbody> </table>	改正法	現行条例	地方公共団体の審議会への諮問が義務付けられている事項に関する規定なし ※法の解釈運用については、 国の個人情報保護委員会へ一元化	市の附属機関である『情報公開・個人情報保護審査会』への意見聴取が義務付けられている事項に関する規定あり 【意見聴取事項 (※)】 ・要配慮個人情報の収集の例外 ・本人以外からの個人情報の収集 ・目的外利用・提供の例外 ・オンライン結合による実施機関以外への個人情報の提供 等
改正法	現行条例				
地方公共団体の審議会への諮問が義務付けられている事項に関する規定なし ※法の解釈運用については、 国の個人情報保護委員会へ一元化	市の附属機関である『情報公開・個人情報保護審査会』への意見聴取が義務付けられている事項に関する規定あり 【意見聴取事項 (※)】 ・要配慮個人情報の収集の例外 ・本人以外からの個人情報の収集 ・目的外利用・提供の例外 ・オンライン結合による実施機関以外への個人情報の提供 等				

	⇒「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」は、条例で定めるところにより、審議会等への諮問が可能となることから、法施行条例において、<u>市の附属機関である『情報公開・個人情報保護審査会』へ諮問できる旨を規定する</u>こととします。 例) ・法施行条例を改正するとき ・個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めるとき ※現行条例において情報公開・個人情報保護審査会へ意見の聴取を義務付けていた事項については、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するため、<u>法施行条例において審議会等への諮問事項として規定することは許容されていません。</u>
個人情報保護制度の運用状況の公表 【改正法に規定なし】	現行条例においては、個人情報保護制度の運用状況について、毎年1回、公表を行っています。 ⇒個人情報保護制度はすべての市民に関わる制度であり、情報公開制度の運用状況と併せて積極的に情報提供していくことが適当であるため、法施行条例においては、<u>従前どおり運用状況を公表する</u>こととします。

【法施行条例に定めない事項】

改正法において地方公共団体の条例に定めることが義務付けられ、又は許容されている事項のうち、以下の事項については、法施行条例においては定めないこととします。

項目	概要
条例要配慮個人情報 【改正法第60条第5項】	改正法においては、本人に対する不当な差別や偏見等の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報（「要配慮個人情報」）について、法に規定する項目のほか、地域の特性等に応じて、条例で地方公共団体独自の要配慮個人情報（「条例要配慮個人情報」）を定めることが許容されています。 ⇒改正法で定められた要配慮個人情報と現行条例で定めている要配慮個人情報の定義に差異がないこと、また、新たに独自の要配慮個人情報を定める特段の事情が見当たらないことから、現時点では法施行条例に定めることはせず、今後の社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて検討していきます。
行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 【改正法第119条第3項・第4項】	改正法においては、行政機関等が保有する個人情報について、民間企業等からその利用に係る提案を定期的に募集し、提案があった場合には、法の定める基準に適合するか審査のうえ、契約を締結し、本人が特定できないように加工した個人情報（「行政機関

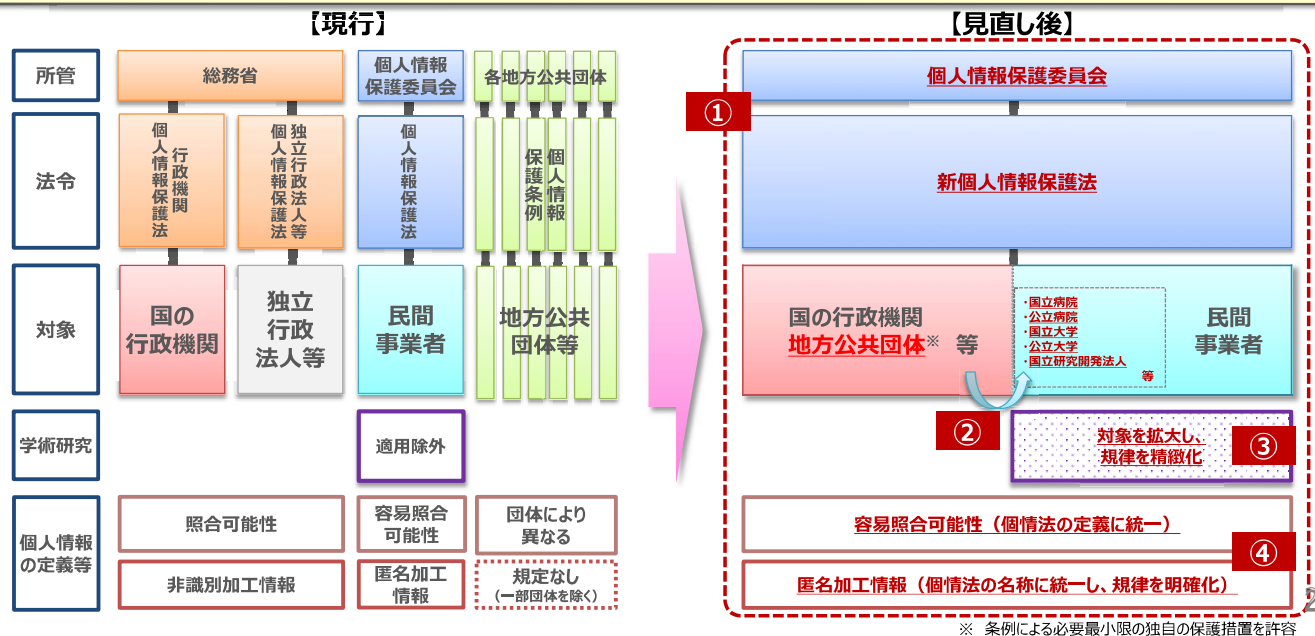
	等匿名加工情報」)を提供することとされており、その提供にあたっては、条例で定めた額の手数料を徴収することとされています。 なお、提案募集制度の実施は、経過措置として、当分の間、都道府県や政令指定都市以外の地方公共団体は、任意事項とされています。 ⇒本制度は、市民の個人情報の利活用に関わる事項であり、慎重な検討を要することから、経過措置期間中は導入を見送り、今後、近隣自治体の動向等を調査したうえで必要性を検討していきます。
--	--

4 今後のスケジュール

- 令和4年10月 条例案（骨子）に関するパブリックコメントの実施
- 11月 議会へ条例案の提出
- 12月 議決後、法施行条例を個人情報保護委員会へ届出
- 令和5年1月～2月 庁内説明会
- 3月 HP・広報による市民への周知

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方(改正の方向性)

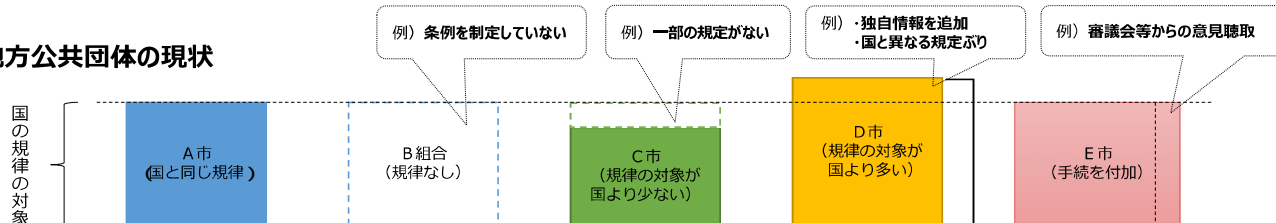
<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
※ いわゆる「2000個問題」
① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となることがあること
② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
例) ・EUにおけるGDPR(一般データ保護規則) 十分性認定
・G20大阪首脳宣言におけるDFFT(信頼ある自由なデータ流通)

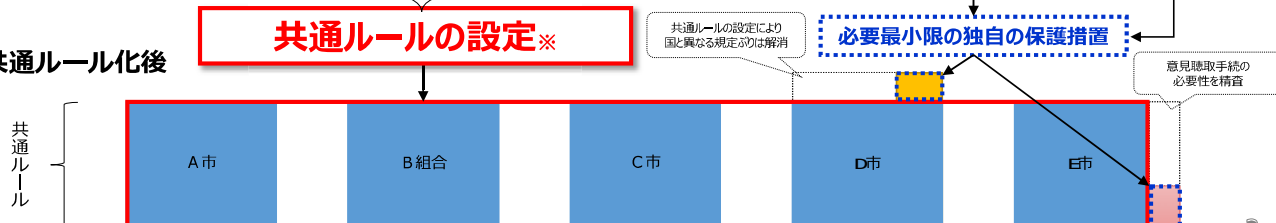
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の確かな運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

参考資料 1 白井市個人情報保護条例と個人情報保護法の条文比較

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
第1章 総則		
(目的)		
第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。	第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	法においては、デジタル社会の進展に伴う個人情報の有用性も考慮し、「個人情報の保護」と「データ流通」の両立を目的としている。ただし、両者を対等の概念として捉えるのではなく、あくまで「個人情報の保護」に重きを置いている。
(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。 イ 個人識別符号が含まれるもの	第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二 個人識別符号が含まれるもの	法と同一の定義 →市条例も「死者」の個人情報は含まれない
(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。	2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載	法と同一の定義（法の規定を引用）

白井市個人情報保護条例（平成１３年条例第１５号）	個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）	備 考
	され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	
(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 ※条例施行規則第３条 (要配慮個人情報) 第３条 条例第２条第３号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５４８号）第４条第１号に規定する総務省令で定める心身の機能の障害があること。 (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果 (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 (5) 本人を少年法（昭和２３年法律第１６８号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 ※法施行令第２条 (要配慮個人情報) 第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	法と同一の定義
(4) 実施機関 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。	11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 二 地方公共団体の機関（議会を除く。）次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）	議会については法の適用から除外されており、各地方公共団体の議会における自律的な対応が期待されている。
(5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図面の内容を記録	※規定なし	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
するための処理その他市長が定める処理を除く。 (6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。 ※情報公開条例第2条第2号 (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの イ 市の図書館その他の施設において市民の利用に供することを目的として管理している図書、図画、資料、刊行物その他これらに類するもの	第六十条 この章【第五章】及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は<u>地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）</u>（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。	法は、「職員が組織的に用いるもの」に限るとして、明文で規定しており、個人のメモ等に係る個人情報は、規律の対象としていない。
(7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、当該指定管理者としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者が保有しているもの（白井市情報公開条例第2条第2号ア及びイに掲げるものを除く。）に記録されているものに限る。	※規定なし	法は、地方公共団体の保有個人情報の安全管理措置義務を、指定管理者にも準用しており（法第66条）、保有する個人情報の定義を差別化していない。
(8) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。	※	※民間事業者は、法第4章（「個人情報取扱事業者等の義務等」）により、規律される。
(9) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	※規定なし（番号法）	番号法＝マイナンバー法の適用を受ける個人情報については、マイナンバー法に基づき取り扱うので、保護法に特段の規定はない。
(10) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関が保有しているものをいう。	※規定なし（番号法）	
(11) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記	※規定なし（番号法）	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
録に記録された特定個人情報をいう。		
（実施機関の責務）		
第3条 実施機関は、個人の権利利益を十分尊重して、この条例を解釈し、運用するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。	第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。 第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。	
（事業者の責務）		
第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力する責務を有する。	※	※民間事業者は、法第4章（「個人情報取扱い事業者等の義務等」）により、規律される。
（市民の責務）		
第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。	※規定なし	法は、あくまで、国や地方公共団体、民間事業者等における個人情報の取扱いに関する規律であるため、保護の対象となる個人（国民）の責務については特に定めていない。
（個人情報取扱事務の届出）	（個人情報ファイル簿の作成及び公表）	
※規定なし	第六十条 （略） 2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの	市条例には「個人情報ファイル」の概念はないが、相当するものとして「個人情報取扱い事務」という概念がある。
第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当	第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、そ	それぞれ、検索可能な状態で個人情報を取扱うことに関する帳簿の作成、公表が義務付けられ

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
該個人を検索し得る状態で個人情報を取り扱うもの（以下「 個人情報取扱事務 」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項 その他政令で定める事項を記載した帳簿 （以下この章において「 個人情報ファイル簿 」という。）を作成し、公表しなければならない。	ているが、以下の違いがある。 条例 → 事務単位・人数の基準なし 法 → ファイル単位・1,000人以上
(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的	※第74条第1項 一 個人情報ファイルの名称 三 個人情報ファイルの利用目的	
(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称	二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
(3) 個人情報の対象者の範囲 (4) 個人情報の記録項目	四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「 記録項目 」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「 記録範囲 」という。）	
(5) 個人情報の収集先	五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「 記録情報 」という。）の収集方法	
(6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨	※規定なし	
(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
(8) その他市長が定める事項 ※その他市長が定める事項・条例施行規則第5条第2項 (1) 個人情報取扱事務の開始又は変更する年月日 (2) オンライン結合を行うときは、その旨 (3) 個人情報の経常的な目的外利用及び提供	七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨	・法に「オンライン結合」の概念はない →改正法の目的である「データ流通」に直接影響を与える規定は、条例で許容されない。 ・9号→開示請求、訂正等請求、利用停止請求の請求先 ・10号→訂正等、利用停止について法令に特別の手續が定められている場合
2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。		
3 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受けたときは、その旨を白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下「 審査会 」という。）に報告しなければならない。		改正法は、委員会に対して「個人情報ファイル」に係る報告の規定はない。
4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、		

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
一般の閲覧に供しなければならない。		
5 前各項の規定は、 <u>本市の職員若しくは職員であった者に係る個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務</u> については、適用しない。	第七十五条（第2項） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 一 前条（第七十四条）第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル 二 略	
	※第七十四条第二項 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル 三 <u>当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</u> 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル	第3号と第4号が、条例の規定に相当
	5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。	法施行条例において、従前の「個人情報取扱事務」に係る帳簿の公表に関する規定（現行条例第6条第4項）をつくることを許容するもの。

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
(収集の制限)		
第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。	第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	
2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。 (2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集することに相当の理由があると認められるとき。	※規定なし	法は、要配慮個人情報の収集を制限していない。法施行条例における規律も許容されていない。(R3.11月Q&A3-2-1)
3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。 (6) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認めて収集するとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。	第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 ※再掲	法は、本人からの収集に限定していない。法施行条例における規律も許容されていない。

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
（利用及び提供の制限）		
第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	第六十九条 行政機関の長等は、 <u>法令に基づく場合を除き</u> 、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	
(1) 法令等に定めがあるとき。	※第1項に規定	
(2) 本人の同意があるとき。	一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	
(3) 出版、報道等により公にされているとき。	※規定なし	
(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。	※規定なし	第4号「特別な理由」に包含されるものと考えられる。
※規定なし	二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
(5) 国、他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該保有個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該保有個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。	三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
(6) 公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、審査会の意見を聴いた上で利用し、又は提供するとき。 ※審査会に意見を聴いた上で目的外の利用・提供を認めている事例の類型 ・弁護士法に基づく弁護士会からの照会に対する提供 ・法に基づく裁判所からの求めに応じた提供 ・資料の送付や事業の案内のために、名簿を実施機関内で利用 ・審議会委員等の人選のため、候補者の情報を実施機関内で利用 ・報道機関の取材、要請に応じた提供	※規定なし	国は、目的外の利用・提供に関して、審議会等への諮問を要件にすることは、許容されていないとしている。

白井市個人情報保護条例（平成１３年条例第１５号）	個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）	備 考
※規定なし	四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	
（保有特定個人情報の利用及び提供の制限）		
第８条の２ 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。 ２ 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を当該実施機関の内部において利用することができる。 ３ 実施機関は、番号法第１９条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。	※規定なし	第8条の2はマイナンバー法に関連する規律であるため、個人情報保護法に規定はない。
（実施機関以外のものに対する提供の制限）		
第９条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。	第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。	
２ 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。	※規定なし	法には「オンライン結合」を原則禁止する規定はない。 法施行条例においても「オンライン結合」に関する独自の規律を設けることは許容されていない。
３ 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。	※規定なし	
（正確性及び安全性の確保）		
第１０条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で保有個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。	第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	
3 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存されるものについては、この限りでない。	※規定なし	法施行条例における規定は許容されていない。 (R3.11月Q&A3-2-1) →法の規律（61条2項）と重複するとの考え ※利用目的の達成に必要な範囲を超えた情報の保有を禁止
4 第2項の規定は実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が受託した業務（以下「受託業務」という。）を行う場合について、前3項の規定は地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）を管理するに当たって個人情報を取り扱う指定管理者が当該管理を行う場合について準用する。	2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務 二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務 三・四 (略) 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務	
(委託に伴う措置)		
第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託をするときは、当該委託に関する契約において個人情報の適切な取扱いに関し受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。	※第六十六条第一項に包含	
(指定管理者の指定に伴う措置)		
第11条の2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に関する協定において個人情報の適切な取扱いに関し指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。	※第六十六条第一項に包含	
(従事者の義務)		
第12条 個人情報を取り扱う実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事する者若しくは従事していた者又は市の指定管理者としての業務に従事する者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだり	法においては、「派遣労働者」も対象としている。

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
	に他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	
第3章 個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止の請求		
(開示請求)		
第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己の保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。	第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	
2 未成年者の親権者若しくは後見人、成年後見人又は任意後見契約に基づく任意後見人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。	2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。	
3 前項に規定するもののほか、本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）は、本人に代わって保有特定個人情報の開示請求をすることができる。		
(開示請求の手続)		
第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。	第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出しなければならない。	
(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所	一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所	
(2) 法定代理人等又は任意代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所	※規定なし	※条例に法定以外の記載事項を規定することは許容されている。
(3) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項	二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
(4) その他市長が定める事項		
2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人、その法定代理人等又は任意代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。	2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供する	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
	よう努めなければならない。	
（開示請求に対する決定等）		
第15条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、 当該請求書を受理した日から起算して15日以内 に、開示請求に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定（第20条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報が存在しないときを含む。）をしなければならない。	第八十三条 開示決定等は、 開示請求があった日から三十日以内 にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	条例 15日 ⇔ 法 30日 法施行条例において、日数の短縮は可能
2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者（前条第1項に規定する請求書を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。	第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、 開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項 を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。	現行条例では、利用目的の明示義務はない
3 実施機関は、第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、当該開示をする日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。	※法施行令第24条 第二十四条 法第八十二条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法 二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第八十七条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用 四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）	
4 実施機関は、第1項の規定により開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。	2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	法においては、不開示とした理由が消滅する期日が明らかな場合に通知書に記載する規定がない。
5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、 請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することがで	第八十三条（第2項） 2 前項の規定にかかわらず 、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、 同項に規定する期間を三十日以内に限り延長す	開示の延長期限 条例→ 59日 （受理日から起算して60日） 法 →15日+30日＝ 45日

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備考
きる。この場合において、実施機関は、速やかに書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を開示請求者に通知しなければならない。	ることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	
※規定なし	（開示決定等の期限の特例） 第八十四条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	現行条例では、請求を受けた保有個人情報が大量である場合の、決定期限の延長についての規定はない。
（第三者の意見聴取等）		
第16条 実施機関は、開示しようとする保有個人情報に開示請求者及び市以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。 ※規定なし	第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が不明な場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。	※条例は、第三者への意見の聴取を任意としているが、法は特定の場合は、意見聴取を義務としている。 ※78条1項2号ロに規定する情報 開示請求者以外の個人に関する情報だが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要な情報 ※同項3号ただし書に規定する情報 法人等に関する情報だが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要な情報

白井市個人情報保護条例（平成１３年条例第１５号）	個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）	備 考
		※第８０条の規定による情報開示 不開示情報が含まれる場合でも個人の権利利益を保護する場合は裁量的に開示可能
２ 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において当該保有個人情報を開示するときは、あらかじめ、その旨を当該第三者に通知しなければならない。	３ 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。	
（開示の実施）		
第１７条 保有個人情報の開示をする旨の決定の通知を受けた者は、当該保有個人情報の開示を受ける場合には、自己が当該保有個人情報の本人、その法定代理人等又は任意代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。	第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。	
２ 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別ごとに規則で定める方法により行うものとする。	２ 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。	
３ 実施機関は、保有個人情報を閲覧の方法により開示する場合において、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。	※第１項に規定	
（開示しないことができる保有個人情報）	（保有個人情報の開示義務）	
第１８条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。	第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれてい	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
	る場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	
(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとき。	※相当規定なし	国は、外形的に法令秘密情報に該当することのみをもって不開示情報にはせず、可能な限り78条各号のいずれかにあてはめ判断することを求めている。（非公開資料Q&A No531）
(2) 当該保有個人情報に開示請求者以外の個人情報が含まれるとき。ただし、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないときを除く。	二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	※「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。 ※ハ 公務員の職及び職務内容 法においては、職員の「氏名」を開示義務から除外しているが、自治体によっては「氏名」も含めて必ず開示する規定としている。 なお、国においては、実際の運用上は、職員個人の権利利益を害することとなるような場合等を除き、職員の氏名は公にするものとされている。 （事務対応ガイド P206～207）
(3) 当該保有個人情報に法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるとき。	三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しない	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
	こととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	
(4) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。	七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ～ト （略）	※法において合致するものはないが、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に、包含され则认为される。 →イ～トは例示的な規定
(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。	一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ※再掲 イ （略） ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ～ト （略）	
(6) 市と国等との間における協議、依頼等に関する保有個人情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認めるとき。	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	※書きぶりが合致するわけではないが、相当する規定だと考えられる。
(7) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる審議、協議、調査、研究等に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるとき。	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの ※再掲 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行	

白井市個人情報保護条例（平成１３年条例第１５号）	個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）	備 考
	う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ※再掲 イ～ニ 略 ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ へ・ト 略	
(8) 市又は国等が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉等の事務事業に関する保有個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業の目的が失われるおそれがあるとき、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるとき、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。	七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ※再掲 イ・ロ (略) ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ～ト (略)	
(部分開示)		
第１９条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報とそれ以外の保有個人情報とがある場合において、これらの保有個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同条の規定により開示しないことができる保有個人情報を除いて開示しなければならない。	第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 ２ 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報(開示請求者以外特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	
第２０条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示しないことができる保有個人情報を開示す	第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
ることとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	
（開示請求及び開示の特例）		
第21条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、第17条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。 3 第14条第2項及び第17条第1項の規定は、第1項の規定による口頭による開示請求について準用する。	※規定なし	法は、「口頭による開示請求」を制度として設けていないが、相当するものとして、69条2項1号に基づく、本人への個人情報の「提供」を予定している。なお、「開示請求」があった場合は、開示の決定を行うことが原則としている。 →本市においては口頭による開示請求は、施行規則第12条の告示も含めて、過去5年は実績がない。 ※第14条第2項及び第17条第1項 …本人等の確認
※参考 白井市個人情報保護条例施行規則 （口頭による開示請求に係る告示） 第12条 市長は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭による開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。		
（訂正請求）		
第22条 何人も、自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。	第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第九十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの	
2 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。	※代理人による請求
※規定なし	3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内になしなけれ	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
	ばならない。	
（訂正請求の手続）		
第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。	第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。	
（1） 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所	
（2） 法定代理人等又は任意代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所	※規定なし	
（3） 訂正請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項	二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
（4） 訂正を求める内容	※規定なし	
（5） その他市長が定める事項		
※規定なし	三 訂正請求の趣旨及び理由	
2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。	※規定なし	法においては、請求者に対して、証拠書類の提出までは求めていない。
3 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。	2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	第14条第2項→本人等確認
（訂正請求に対する決定等）		
第24条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。	第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条第1項に規定する請求書を提出した者に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。	第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	
3 実施機関は、第1項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る保有個人情報について適切と認める方法により訂正をした上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。	第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければ	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
	らない。	
4 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。	第九十三条（第2項） 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
5 第15条第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。	第九十四条（第2項） 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	※第15条第5項→決定期間の延長（60日） ※法 → 30日+30日=60日
6 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をする旨の決定をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	※規定なし（マイナンバー法）	
（削除請求）		
第25条 何人も、実施機関が自己の保有個人情報を次の各号のいずれかに該当して収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。 （1） 第7条又は番号法第20条の規定に違反して収集されているとき。 （2） 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。 2 第13条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。 （削除請求の手続等） 第26条 第23条及び第24条の規定は、削除請求の手続及び削除請求に対する決定等について準用する。	※第90条「訂正請求」に含む	※第13条第2項及び第3項・代理人による請求 ※第23条及び第24条・訂正請求の手続・決定
（中止請求）		
第27条 何人も、実施機関が自己の保有個人情報を次の各号のいずれかに該当して目的外の利用又は提供をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の利用又は提供の中止の請求（以下「中止請求」	第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求	

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
という。）をすることができる。 (1) 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用し、又は提供しているとき。 (2) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録し、又は記録しようとしているとき。 2 第13条第2項及び第3項の規定は、中止請求について準用する。	することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止 ※規定なし（マイナンバー法） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。	※第13条第2項及び第3項…代理人による請求
(中止請求の手続等)		
第28条 第23条及び第24条の規定は、中止請求の手続及び中止請求に対する決定等について準用する。	第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出しなければならない。 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 三 利用停止請求の趣旨及び理由 第一百条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 第二百条 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者	※第23条及び第24条…訂正請求の手続・決定

白井市個人情報保護条例（平成１３年条例第１５号）	個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）	備 考
	に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	
（情報提供等記録の適用除外）		
第２８条の２ 情報提供等記録については、第２５条から前条までの規定は適用しない。	※マイナンバー法による規制	
第４章 審査請求		
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）		
第２８条の３ 第１５条第１項及び第２４条第１項（第２６条及び前条において準用する場合を含む。）の規定による決定又は第１３条、第２２条、第２５条及び第２７条の規定による請求に係る不作為に係る審査請求については、 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。	第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、 行政不服審査法第九條第一項 から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。	行政不服審査法 第９条 審理員の指名 第１７条 審理員候補者名簿の作成 第４０条 審理員による執行停止の意見書の提出 第４２条 審理員意見書 第２章第４節 審査会への諮問 第５０条第２項 裁決書への審理員意見書の添付
（審査請求があった場合の手続）		
第２９条 実施機関は、第１５条第１項及び第２４条第１項（第２６条及び第２８条において準用する場合を含む。）の規定による決定又は第１３条、第２２条、第２５条及び第２７条の規定による請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求を却下する場合並びに当該審査請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定を取り消す場合、訂正しない旨の決定を取り消す場合、削除しない旨の決定を取り消す場合及び中止しない旨の決定を取り消す場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。	第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。 一 審査請求が不適法であり、却下する場合 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正することとする場合 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止することとする場合	
２ 前項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。）に対し、諮問した旨を通知しなければならない。	２ 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。）	

白井市個人情報保護条例（平成１３年条例第１５号）	個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）	備 考
	二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	
３ 実施機関は、第１項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。	※規定なし	法においては、審査会の答申を尊重する旨の規定がない。
	３ 前二項の規定は、<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する</u>。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「<u>行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関</u>」と読み替えるものとする。	
第５章 事業者への指導等		
（事業者の自主的対応のための指導助言）		
第３０条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。	第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
（説明又は資料の提出要求）		
第３１条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。	※	※民間事業者は、法第三章の適用を受けるため、基本的には、国の個人情報保護委員会の管理下となる。
（是正の勧告）		
第３２条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。	※	※民間事業者は、法第三章の適用を受けるため、基本的には、国の個人情報保護委員会の管理下となる。
（事実の公表）		
第３３条 市長は、事業者が、第３１条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者から意見の聴取を行うとともに、審査会の意見を聴かなければならない。	※	※民間事業者は、法第三章の適用を受けるため、基本的には、国の個人情報保護委員会の管理下となる。

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	備 考
（国及び他の地方公共団体との協力）		
第34条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。	※	※民間事業者は、法第三章の適用を受けるため、基本的には、国の個人情報保護委員会の管理下となる。
第6章 補則		
（費用負担）		
第35条 保有個人情報の開示に係る手数料は、 無料 とする。	第八十九条 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、 実費の範囲内において条例で定める額 の手数料を納めなければならない。 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。	法施行条例に開示手数料の額を定める必要あり
2 第17条第2項及び第3項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付により行う場合の 保有個人情報の写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担 とする。	※規定なし	
（他の制度等との調整）	（他の法令による開示の実施との調整）	
第36条 他の法令等（白井市情報公開条例を除く。）の規定により自己の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示、訂正、削除又は利用若しくは提供の中止を求めることができるときは、その定めるところによる。	第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。	
（苦情処理）		
第37条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	
（運用状況の公表）		
第38条 市長は、毎年1回、この条例に基づく各実施機関における個人情報	※規定なし	・国の個人情報保護委員会において、法の施行

白井市個人情報保護条例（平成１３年条例第１５号）	個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）	備 考
報保護制度の運用状況を公表するものとする。		状況の報告を、地方自治体等に求め、毎年度、公表する旨の規定あり（第165条） ・地方公共団体には、主体的な運用状況等の公表を義務付ける規定はない。
（委任）		
第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。		
第7章 罰則		
第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事する者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	
2 市の指定管理者としての業務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	※第176条に規定 →指定管理者は「第66条第2項各号に定める業務」に含まれる	
第41条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	
2 前条第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	※第180条に規定 →指定管理者は「第66条第2項各号に定める業務」に含まれる	
第42条 実施機関の職員又は指定管理者の役職員若しくは構成員であって当該公の施設の管理の業務に従事しているものがその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又	第八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	

白井市個人情報保護条例（平成１３年条例第１５号）	個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）	備 考
は５０万円以下の罰金に処する。		
第４３条 偽りその他不正の手段により、第１５条第１項の規定による開示をする旨の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。	第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 第三十条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の規定に違反した者 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者	

参考資料 2 白井市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の主な相違点について

(1) 現行条例の規定のうち改正個人情報保護法に相当する規定がないもの

項目	関係規定（条例）	備考
マイナンバーに係る個人情報に関する規定	第 8 条の 2	マイナンバー法により規律されるため、個人情報保護法には規定はない。
民間事業者等に関する規定	第 2 条第 8 号・第 4 条・第 5 章（第 30 条～第 34 条）	民間事業者は、改正法第 4 章により規律され、（従前より）国の管轄となっている。
市民の責務	第 5 条	改正法は、あくまで国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等における個人情報の取扱いに関する規律であるため、国民の責務については特に定めがない。
個人情報を取り扱う事務に関する届出・公表	第 6 条	改正法においては、「個人情報ファイル簿」の作成・公表の義務付けがある。
要配慮個人情報の収集の制限（※）	第 7 条第 2 項	改正法は、取扱いに特に配慮を要する人種や信条などの個人情報（「要配慮個人情報」）の収集を制限してはいない。
本人以外の者からの個人情報の収集の制限（※）	第 7 条第 3 項	改正法は、本人以外の者から個人情報を収集することを制限していない。
目的外の利用・提供について、例外的な取扱いを審査会に事前に諮る規定（※）	第 8 条第 6 号	改正法は、目的外の利用・提供を行う際に特段の事前手続を義務付ける規定はない。
「オンライン結合」に関する制限（※）	第 9 条第 2 項・第 3 項	改正法は、地方公共団体が管理する情報機器と外部の者が管理する情報機器を通信回線で結ぶ方法（「オンライン結合」）により、市が保有する個人情報を提供することを制限していない。
開示請求及び開示の特例（口頭による開示請求）	第 21 条	改正法は、口頭による「開示請求」を制度上の手続として設けておらず、それに相当するものとして、本人への個人情報の「提供」を定めている。
個人情報保護制度の運用状況の公表	第 38 条	改正法は、地方公共団体が主体的に制度の運用状況を公表する旨の義務づけはしていない。なお、国の個人情報保護委員会が、全国状況をとりまとめ、公表することになっている。

※これらの規定は、今般の法改正により、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、制度の不均衡・不整合の是正を図った事項であり、法施行条例に地域独自の規定を設けることは許容されていない。（参考資料 3）

(2) 改正法の規定のうち現行条例に相当する規定がない新たな概念・ルール（主なもの）

項目	関係規定（法）	備考
・「仮名加工情報」 ・仮名加工情報の取扱いに係る義務	第2条第5項 第73条	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように、個人情報を 復元可能 な方法で加工した情報
・「匿名加工情報」 ・匿名加工情報の取扱いに係る義務	第2条第6項 第123条	特定の個人を識別することができないように、個人情報を 復元不可能 な方法で加工した情報
・「個人関連情報」 ・個人関連情報の取扱い	第2条第7項 第72条	特定の個人を識別することができない個人に関する情報 例) HPの閲覧履歴・位置情報 等
・「個人情報ファイル」 ・「個人情報ファイル簿」の作成・公表の義務	第60条第2項	個人情報が容易に検索できるデータベースや紙文書ファイルに関する帳簿の作成、公表の義務化
・「行政機関等匿名加工情報」 ・行政機関等匿名加工情報の提案募集制度	第60条第3・4項 第109条～第122条	地方公共団体が保有する個人情報を匿名加工したものについて、地方公共団体自らが民間事業者等の事業提案を募集する制度の創設 ※『ビックデータ』の利活用 ※国省庁は法改正以前から導入済
利用目的の明示	第62条	アンケートなど書面で個人情報を取得する際の利用目的明示の義務化 ※申請手続などは除く
個人情報の漏えい等の報告	第68条	個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、国への報告等の義務化
個人情報の裁量的開示	第80条	不開示情報が含まれる個人情報について、特例的に行政機関等の判断により裁量的な開示が可能

参考資料3 地方公共団体が定める条例について

改正個人情報保護法の施行後は、地方公共団体における個人情報の取扱いについても基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになるため、既存の個人情報保護条例の規定の大部分は、不要な規定となる。

ただし、手続のルールや地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き、法施行条例で定めることが可能な場合もあり、法施行条例で（１）定めるべきもの、（２）規定することが許容されるもの、（３）規定することが許容されないものは、以下のとおりとされている（※）。

※国資料「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」より

（１）条例に定める必要があるもの

- ① 本人開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
- ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項） ※当分の間は任意事項

（２）条例に規定が置かれることが許容されるもの

- ① 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）
- ② 「個人情報ファイル簿」とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- ③ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
※情報公開条例との整合性を図る必要がある場合
- ④ 開示請求等の手続に関する事項（法第 107 条第 2 項、第 108 条）
※法の規定に反しない範囲で規定可能
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）

（３）条例に規定が置かれることが許容されないもの

- ・ 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定 【現行条例に規定なし】
- ・ 改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定 【現行条例第 7 条第 2 項】
- ・ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定 【現行条例第 7 条第 3 項】
- ・ オンライン結合に特別の制限を設ける規定 【現行条例第 9 条第 2 項・第 3 項】
- ・ 目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
【現行条例第 8 条第 6 号】
- ・ 開示請求等の手続について改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・ 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制 【現行条例第 5 章】